封 建制度の 起源と本質 (上)

鈴

木

成

高

序 說

二、自然經濟社會の成立過程 その一

自然經濟社會の成立過程 その二

三

Ŧ. 呵 封建制度の本質的考察 中世社會の構造

六 貴族社會の根源 ローマ起源説の批判

序

說

封建制度が中世社會秩序の基本的部分を占めてゐる以上、それは法制史家や經濟史家の論題である

封建制度の起源と本質とを能ふ限り正確に把握することは、あらゆる中世研究者にと

興味の有無を越えた義務的なる課題でなくてはならない。

に止まらない。

「封建的」といふ言葉を以つて、 自然經濟に立脚したあらゆる從屬的關係の全體、

第二十卷

第二號

二六九

不自由なる社會秩

封建制度の起源と本質(上)

(41)

屬關 序の體系を意味することは吾人の屢々逢着するところである。古代及び近代の社會に對し、 5 つてゐる。 た私的依存關係の社會秩序をば封建的社會と呼ぶことは、 念の混亂を防がなければならないのである。 の構造をば封建的と呼ぶことはもとより不當でない。 狹義の、若しくは術語的意味に於ける、 「係の一般に對する漠然たる總稱であつてはならない。茲に吾々は 廣義の 然し乍ら、 歴史家が術語的意味に於いていふところの封建制度とは、 封建制度をば區別しなければならないと思ふ。 土地所有權に依據する隸屬關係、 慥かに習慣的常識的用語以上の正しさを有 封建的 斯様な自然經濟的 祉 會秩 體系づけられ 多序の 我 中世社會 ス々は概 中 j,

に於いて、 人格的なる結合が存しない場合、 自由民に對する、 而も自發的なる、 主從關係なるものゝ成立する餘地は存しない。 從屬關係によつて成立つものでなくてはならな 封建制度はその本義

奴隸制度におけるが如く人が人をば物件として、財産として所有し、人と人との

制度を構成しない。

言ふまでもなく、

不自由民が自由民に屬する、

る近來の傾向は、 Kolonensystem と呼ばれる農奴經濟に轉換した。三世紀を以つて古代の終、 るところのも 然らば農奴制度は如何。 のである。 その有力なる根據の一をば此の點に於いて見出すのである。農奴(coloni, mancipia) 農奴制度は確かに中世の社會構造の基本的部分を占め、是を特徴づけて 77 Ī ~ の社會は 既に三世紀の時代に、 ラチ フンデアの奴隷經濟か 中世の初たらしめんとす らか

奴隸が主人の支配をうけるといふことは決して封建

封建制度の起源と本質(上)

か 如き形式的 力性と伸縮性とを有ち、 のみでも差支はないであらう。 の 由民 ばれる隸屬民は、 のなきところである。 あ カゞ 働者への進化の過程に存した中間的隸屬形態であるか否かは私の問ふところでない。 יל は 法制 も對應しない。 、成立したローマ帝政後宇期以來土地に東縛せられ、人として自由であり乍ら土地に對して不自由 、くの如き農奴が、 『本來法的には自由であり結婚權を所有する、唯土地に對して束縛せられてゐる (glebae adscripti)。 ふ境遇的事情に却つて規準が置かれなくてはならないであらう。 る 史家 種 肉體 々なる名目 さ知れ 節 觀點よりも、 が考へた程に鋭く截然たるものでないとも謂は .奉仕及び貢課によつて收奪せられ、 れない。 い。 い。 負擔の大小と種類の相異に 然し斯の如き種類の農奴のみでない、 の制限自由民 Minderfreie の一切を含む。 果してマルクス主義經濟史家のいふ如く、非人格的隸屬形態たる奴隸から賃銀勞 中世の大地主制度の機構の裡に包容せられる、 中世 經濟的 各人が何の程度まで彼等の經濟を彼等の意志に從つて處理することが出來 の配 自山、 モ 會事實を見るに當つては、 Ī メン 不自由 ŀ かゞ 階級的對立よりも、 の對立は地主制團結 よる諸種の隸屬民が 土地を通じて地主に隸屬することは勿論何人も異論 夫れ々々發生原因を異にした宇自 れてゐる。 從來重きを置か 固より自由、不自 地主制 より重く妥當すると考へることが の中に於いて著しく緩和 法的 所謂 Hintersaszen の名を以て呼 の機構 地位と經濟的 れてゐた法制 あ 山 の階級! 狸 13 唯農奴が、それ 存在するとい 的 地 上の 位とは 對 山民、 せられ、 立 地 は 被自 位 往年 彈 3 至

(43)

てこのやうな農奴が中世の社會の唯一なる基本的要素であらうか。言葉を換へるなれば、中世社會 してゐる。從つて種類の異つた是等各種の隸屬民を含めて假に農奴の名を以つて呼ぶとしても、果し もとよりこれらの隸屬民は齊しく地主制の秩序に屬すると言ふ意味に於いて、一個の統一體を形成 Ö

構造は果して此のやうな農奴の地主に對する隸屬的體系のみによつて說明せられるであらうか。それ は同時に中世の社會が劃一なる地主的組織に還元せられ得るか如何か、 中世社會卽地主制組織である

かといふ問題でなければならない。

Fustel de Coulanges; Histoire des institutions politiques, tom V, Les origines du système féodal p. 193

註①

(2) Social and Economic Hist. of the Roman Empire, Lot; Fin du monde antique et le débût du MA.)ローマ社會のゲルマン 貨幣の危機、自然經濟の復歸が是と時を同じくする。政治上に於いては Einheitsstaat としてのインペョウム・ロマヌムの弛緩 分として侵蝕することはローマ・ゲルマン風社會成立の第一階程でなくてはならぬ。(Vgl. O. Seeck; Untergang d. antiken 化即ちゲルマン族の平和的侵潤の進行は此の世紀に至つて一時期か割する。ゲルマンが單なる混在でなく社會組織の主動的部 とそれに伴ふ地域的遊離(Particularismus)の進行が、來るべきゲルマン的族民國家の置換代謝な豫想する。(Vgl. Rostowtzeff;

に充分にして且つ適當なる理由であると思ほれる。ギアクレチアーヌスの事蹟、テオドリツク王時代の古典ローマ精神の昻揚 tik, Dvorák; Kunstgesch. als Geistesgesch. etc.) 是等の諸現象の同時的進行は、旣に三世紀な以つて古代中世の轉換な訓する 的傾向(Spirituarismus)の擡頭、異教的古典的世界觀よりキリスト教的超越的世界觀への轉換が準備されつ、あることに大な ゟ闖心が繋がれるべきではないかと思ふ。(Vgl. Alois Riegl; Spätrömische Kunstindustrie, Worringer; Griechentum u. Go**る社會の單純化即ち廣赣の巒化な考へ、又ローの如く文化の定型化な强調することも禺來よう。然し私は特に唯心的神秘主義**

|Welt, Fustel de Coulanges; l'invasion germaniques)精神史上に於いてはロストウツエフのやうに知識階級の absorption によ

の如きは復古的回顧性に於いて考へることも出來ると謂はれる。(Vgl. F. Schneider; Rom u. Romgedanke)— 第三輯古代沒落觀の種々相參照

3 Kulischer: Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, S.

自然經濟社會の成立過程 その一

九世紀の學説は、原始ゲルマン社會をは、法的にも經濟的にも均等なる、すなはち gleichberechtigt マッラーのマルク組合説及びイナマ・シュテルネッグの Grundherrschaftstheorie を指導理念とする十〇

有の主體は例へば國家 階級即ち自由民があるに過ぎない。私有財産はローマ法の概念であつてゲルマンには存在しない、所 來階級が分化してゐない。階級が分化したのは移動停止以後であり、從つて原始ゲルマンには唯一の てカエサルやタキトゥスに現れる civitas には Völkerschaft の語を當てるのが普通である——又はそ にして且つ gleichbegütert なる、完全自由民の共同體 (Gemeinschaft)であるとする。ゲルマンには本 --civitas ゲルマンの政治的團結はいふまでもなく領土的國家でない。從つ

(45)

が期の所産である限り、 是に照應して、 中世の大地主制度はカロリング期に成立したものであるとする。地主制がカロリン それ以前の社會は非地主的、 卽ち自由民の自立經營、若しくは原始ゲルマン

體であるといふ。

の代表者、或は Gau の如き地域團體、ジッペの如き血族團體、

7

ルクの如き非血族的純經濟的共產

封建制度の起源と本質(上)

的共同體の存績を假定しなければならない。

Karolingische Neuerung であるとするならば、それ以前の社會とそれ以後の社會、 カ П リング期との關係はい くして所謂る支配學説の言ふごとく、 繼續ではなくして飛躍でなくてはならぬ。そこには社會の突然變異とも言 地主制の 發展が カロリング 期特有の現象、 メ 7.7 ウ イ 謂ふところの 期と

ጴ べき變革(Umwälzung) が認められなければならないのである。

の體系からその權威を奪ふものは是に代るべきよりよき體系の樹立でなくてはならぬ。 此 の見解は十九世紀の學説の基本原理であつて、 此の原理の上に巨大なる體系が築かれてゐる。 イナマ・マッラ

然し吾々は旣に例へば以下の點を指摘することが出來る。(一)ゲルマ ンが單なる遊牧民でなく、 旣

説が尙ほ古典的なる學說體系として現代に勢力を有する所以である。

١

に豫想せしめる幾多の徵證を所有し、③ 考古學的文献學的に確認せられること。② に農業を知つてゐること、 而もゲルマン族の農業はローマの影響以前に先在するものであることが、 總有説の根據なるカエサル及びタキトゥ (二)階級の分化、 所有關係の不均等、 スにさへ是と矛盾する 私有財産の存在を確實

究以來その根據を疑はれつゝあること、⑤ 關 事質の幾多列舉せられること、 係 の認められること、(三)マルク共産體なるものゝ存在が、 特に他人の生産の收奪によつて生活する有閑的存在、 (四)カエサルのガルリア戰記に記述する土地割替の如き總有 フュステル・ド・ターラン 地主と小作との ジ ュの批判的研

濟機構 ない。 以前 形態を暗示する事實は、 後に續けて、 兩者を指すものである。ここれは® ならぬ 原 ᅩ \overline{o} 右 中 が始共 中 地 0 地 傾 0 0 世 とし 中世 結 世に先行するところの經濟組 ゲ 主制 如 主制度は又ゲルマ 向を抑 の成立に對する發展史的 の土地 果 產 jν ζ っても、 的 に先行する經濟組織といへば、 は 度に類似するもの、 7 地主制 ;壓して斯様な不自然なる現象を産出したものと考へられること、® 然しゲ ン 原理その他あらゆる經濟的 極めて重大である。 制 祉 .度は當時の社會生活をば制約して 居つた經濟的政治的諸關係の所産である 中 會に於いて存在して居つたと言ふことを信ぜざるを得ない 度 w 世のそれと同一概念下に於ける地主制度はないとしても、 ~ 戰時狀態に制約せられた一種の國家社會主義的なる例外現象であつて、 ン的でもある。 と言ふ明確なるシ ン の社 或は地主制度の萌芽、 會 なる見解の立場を是によつて充分に汲み取ることが 「歐洲經濟發展史」 が主としてジッ 何となれば 織の諸要素を含んでゐる。 理 宝由に基 古代ゲル ステ 地主制度は ۷ べ組織によつて構成せられてゐ を當時の社 づくものでない。 の著者コ 7 後に地主制度にまで展開すべきもの ン o) 必ずしもロ 經濟組 ワ 會に於いて考へることは躊躇 郎ち中 V ウス 織と古代ロー 國家 Ĭ + 世 7 の戦時 一の地 i 的 の言葉である なるもので 主制度は新しき創 のであ 尠く ~ 的非常統制 (五)從つて、 帝國 る以上、 とも地 る。 出來る。 0 ないが が、 經濟 が 主的 しなけ 力が 中世大地 假令 のみでな 彼 Ħ 組 が放であ 大移 造物 私 な かず 世 織 るるも 決し その その れば 1. 有 0 主 經 で 動 ァ・ 財

47)

0

產

シ

τ

<

封

|建制度の起源と本質(上)

第二十卷

第二號

二七五

3

第二號

他なら 制度 を得 ない。」と述べ (D) な 根 6 源 をば、 此 の意味 是等ロ てゐる 1 於い のは、 ーマ帝國を攪亂した蠻族社 て彼の良著も亦 彼の發展史的 見解が當時 時代前 會に求めることは最初より不當であると謂 の勞作に属すると謂 尚は充分に徹底しなか は なけ つたことを示するの n ばなら

洲の經濟發展の 地 1 け 的 ζ, る完成 Ė であり、 對する單 斯 斯く如き問題に立入ることは 制度 ゲ ζ̈́ 中世 iv せる地 を形 ~ 相 ン 地 なる先驅的現象である 祉 主制 成 蒀 Ŀ 會に するに 主制度と、 的 度の萌 に如何なる事質 であるとしても、 ż 至 地 るか -芽は *?** 制 と言ふことに繋が jν を豫想するもの 民族大移動 ~ をもたらし に留まる。 ンに於け その相 一の以 る地 互 たか 本質的 存在 的 前 れて 主的 兩 に遡る とい 面的 わ なる問題は、 な ふことが なけ る要素とは、 なる成立 從つて中 もので、 ればならない。 第 世 IIII 0 過程 是等の先驅的 地 Š 一に檢討せられ それのみで 主 地 制 は、 主 度の成 制 如 それには先 何 は で 7.7 現象が は あ 7 Ĭ なけ 孰 は 9 7 ñ た 1 17 n 如 も中 特 づ Ī カコ ば 民 何 7 有 族移 Ü 曲 的 な U 地 1 ゲ て中 動 0 丰 w 一でな カゞ 制 1: ~ 歐 世 度 於

Enteignung, る定着の手續は、 の位置に轉落 民族移動 は經濟生活の Verknechtung したとする説 固 平和的形式を原則とし より 本篇 + 0) t は旣 說 ダ 0 目 ス 的 卽 1: 1 顧ら b でない。 17 フ、 U ١ れなくなつて居 F 7 斷斷 住民 茲には唯若干樞要なる點を 若しく 【は被征 でない。 る。 服 は變異を意味 者として財産を奪 ゲ ヴァ w 7 ン 2 グ 民 しなか 指 族 w の場合に見ら 0 摘することに つた。 取 せら 7 舊史 帝國

奴隸

被抑

壓

民

領土内に於け

gewaltsam

家の唱

 \sim

た

止

まる。

第

1:

n る如き奪 取は例外的現象である。

伴つた 存するとしても、 ŀ tatis) によつて、 の場 カコ 合)の場合があり、 否か、 平 和 的 形式とは 分割の波及したる範圍如何 妥協的條約的に行は とも か < 卽ち土地分割の事實である。 又逆に一對二(オドア ė 12 ١ ~~ 住民 n tz 0 とい)所有 (例へば中農以下には及ばざりしか否かの如き)等の Š 地 ケ <u>の</u> 點に於いては變りはな ル王國、東ゴートの場合)の場合あり、 土地分割の比率は二對 部分譲渡が移住者優待法の形式 v 分配 西 量の ゴ 相 ١ (jure 農奴の 異は あつても ブ 問 分 w 題を グ

原則 マン侵入によつて の相異、 の踏襲であつて、 はない 11 のである。 ì ~ 住民はその財産を喪失しない。 而 U Ī も此 7 住民にとつては全然新 のやうな形式 は U ţ 彼等の經濟生活は停止 7 帝政 なる負擔の 時代の邊境軍隊給養制 形式でない L ない。 のである。 (Einquartierun-財 產 卽ちゲル 0 保

49)

自然團 解消する 經濟生活 結 。ものでない。... にしても、 の存績が 、あつたと考へなければならない。 亦戰線 然し土地分割は斯の 構成 の 如き人為的團結にしても、 如き盟 結に依據しない 第三、 移動 孰れ 0 のであ も土地 一時の 画 る 結 の分配や定着 の形態は、 移動 の際 と同 M 0 軍隊 族團 時に直 編 體 成 0) 或は ちに 如

に於いて行はれたものと考へなければならない。@ して民族移 動 期の定着事實の特徴 と考へらるべきものでない、 分割は個人に依據するもので團體 却 つて土地分割は個 人と個 に依 據するもので 人との 關

血

族

組 織

カジ

定の土地に集團

一的に定着し、

それを基體とする地域團

體

カジ

形成され

るとい

決

二七七

封建制度の起源と本質(上)

掛

建

|制度の起源と本質(上

從つて 單な 所謂 卽 と考 た 13 ١ んので ち U, 此の る用 П 土 0) なけ 地 地 征 あ 個 1 ゲ 點 益 分割 服 30 主(possessor)の位置に立つたので 7 w K に於い 住民 權 'n 被 の ~ の分割では ばならない。 征 IIII な ン П は ع る 服 も分割に際 ١ ても亦 ゲ п ものは、實は用益權の分割であつて所有權の分割でないと言ふことが唱導せられた。 の關係に立つも 住 w ١ 民 ~ ~ なく、 兩 2 地 が 者の との 第四、 個 主に對して小作の關 k 関係は 關係 兩者は 所 Ó 有權そのもの 右の點に關してはまた、 のではなく、 ゲ は jν 平等であり 地 ~ 主制 征 2 服被 ある。 移住民に對して の法的關 征 係に立つものと考へられたのである。 1分割であることは jure hospitaltatis 兩 對等であることが 服 版の關係 者は、 係に於いて對等に對立する。 Enteignung, でな 嘗てフュ jure hospitalitatis Ų に基いて對等なる權 のみでなく、 結論せられ ス 最早 定説で テ Verknechtung ル・ド・ク 地 る に據つて、 あると ので 主小 1 即ち ラ あ 作 ン 0 然し土地 利 考へら に立立 グ 說 の ジ 分割 關 ユ が jν つて 係 信 よって® でもな 分割 を行 C 12 は 2 IJ

は小 た と きである。 第五、 地主となり、 E いふことが特に その三分の 次に又、 事實、 斯くて彼等は 戰 新 注意を要する點である 士の中でも、 しく 一又は三分の二の分譲を受け 土地 を 獲得 7.7 ì 有力なる者は大なる面 ~ L 風の土地經營法を繼承して農奴經營を行つたのである。 72 ゲ と思は jν ~ ン tc n 相 る。 ゲ 互 jv. 0 積 間 ~ п を割當られて大地主となり、 に於 \mathcal{L} ١ 0 7 所得にもそれ いて、 地 主の が所有が その所得 大 1= 、對應す 小 カジ 樣 決して等量で 々で平等で る大 普 通 小 0 かゞ 固 自 あ な 13. より カュ カコ 由 る 民 つ 0

ど特徴的に行はれたが故に、 依存して生活したと速斷する者でない。然し乍ら一旦分割の行はれた後には、 私 ことがない。 より自由民も亦定着直後より有力者 (potentes) に對する從屬關係に入つたと考へるのは不當でな 大移動 而も人口と面積との比例の寬濶であるゲルマン地方では、 期のゲルマンの總べてが、 土地所有の不均等から來る富の懸隔が夙く現れて、 定着と同時に直ちに大地主的狀態に入り、 定着の直後より新開墾が殆ん 分割は再び繰返され 在來の不自由民 農奴の收納のみに は る ع 固

思

は

n

るのである。

族への移轉でなく個人から個人への移轉である、 T ١ B ので ١ 以上を要するに、 7 地 走まは あり、 的諸形態は總 舊來の地位を維持する、 而も地 民 主的關係によつてゐる。 べて保存延長せられ、 族移動期の經濟事實である土地分割は團體的でなく個人的である、 且つ所有地は不均等で經濟的從屬關係を含んでゐる。 農奴はロ ゲル マンは侵入地域の新しき地主となり、 總有制度によるものでなく、 ١ マ地主の下に於けるよりもゲル 私有制度の原則 ~ その生 民族 地 經濟生活の 主の下に 1: カシ 面 よる ら民

(51)

たガル リアに 於 ソアに いては 於いては 經濟生活の中斷、 後にフラン 停止、 クの 沒落の事實はない。 統 一的支配下に歸 Ų 民族移動 封建制 によつて齎らされた 度の成立 地 盤 となっ

於い

て却て幸

福

なる生活狀態にあつたことはサルウィアー

以入 (Salvianus; De gubernatione Dei)じよ

つても知ることが

出

來

る。

封

|建制度の起源と本質(上)

代中世の經濟生活の連續を歸結することに他ならないのである。 る新しき經濟事實は、唯所有關係の歪曲(Besitzverschiebung) があつたに過ぎない。このことは即ち古

社 v. Maurer; Geschichte d. Markenverfassung in Deutschland. 1856, etc.

Inama-Sternegg; Deutsche Wirtschaftgeschichte, 2 Aufl. 1909.

Derselbe; Die Ausbildung d. groszen Grundherrschaften 1878

Gustav Kössina; Altgermanische Kulturhöhe 1934 S. 71 ff.

2

- Dopsch; Grundlage d. europäischen Kulturentwicklung Bd. I S. 56 ff.
- z. B. Schröder; Lehrbuch d. deutschen Rechtsgesch. 6 Aufl. S. 58

4 3

Tacitus; Germania C. 15, C. 25.

- 6 **(5)** Kötzschke; Allgem. Wirtschaftsgesch. d. MA. S. 69. Fustel de Coulanges; Recherches sur Quelques problèmes d'histoire, De la marche Germanique
- 7 Kulischer; a. o. A. S. 18, 36
- 8 Kowalewsky; Ökonomische Entwicklung Europas Bd. I.
- Kötzschke S. 87 ff.) 及び特に、植村博士[西洋中世史の研究]一五九頁以下參照。

ゲルマンの Landnahme に蹦しては上記 Kowalewsky; Okonomische Entwickelung, Dopsch; Grundlage Bd. I S. 96 ff.,

- (11) 例へばアラマンニー族定흄の際にはフアラ(fara)と呼ぶ團結形式が法典に徴せられる。
- Kötzschke; a. o. A. S. 92

(12)

(10)

9

Ebenda

(13) Fustel de Coulanges; Nouvelle Recherche d'Histoire, 1891.

- (14) Ś
- (15) 右の事實によつても、大移動期を經濟生活の轉換期と考ふべき理由は殆んど存しない。「序說」にも述べた如く、 即ち Latifundiensystem なら Kolonensystem への轉換こそ、經濟生活の古代的形態と中世的形態とな區別せしむ 三世期の經濟

自然經濟社會の成立過程

その二

₹

るものでなくてはならない。

Ŀ ァ フ ランク シ 1 0 族の か如きは ガ フ jν リア定着が征服的であつたか ラ シ クに於いてもゴ Ţ トやブ jν 平和的であつたかと言ふことは議論 グ ンド と同様に 17 Ĭ 7 住民との間 の多い に分割が 行 は n

認 めないことに起因し、 その主張 には 尚確證の不充分なるを 発れな 5 フ ラ **ン** クの建國過程は不 必反

たと主張するけれども、

是は彼の立場が

ゲ

jν

7

ン

の

11

1

領内定着に就

()

7

Enteignung

を全般:

的

(53)

ものと言ふことは出來 1 7 的ではない。 此 な の點 (T) に於いてフラ 然し他 . の ゲ 2 n クをば他の 7 **ン** 諸 族が 孰 ゲ n jv . Š 7 7.7 ン諸國家に對比せしめることは當を得た Ī 7 帝 國 の内部 に建國 U たのに 對

フラ ン クは で帝國の 外か ら帝國の領土を奪取 した 即ち帝國内部に於け る建國でないと謂 は れて 12

此

の點は暫らく保留するとしても、

尠くとも、

他

. の

ゲ

w

7

ン諸民族がその郷土と遊離絕

緣

して

新

住

地

とはフラ を帝國内に求めたるに對して、 ンクの侵入の一 特質として否むことは出來ない。 フラ ン クはその原住地を放棄しないで帝國の領土を侵したこと言ふこ そのプ 1.7 也 ス は 一移動」と言ふよりも較ろ國

あ る_©② ので、 家の膨脹發展に近いものと言ふべきであらう。 侵入の様相や帝國との關係 も時期によつて異り、 而もその侵入過程は前後約三世紀間に亙つて斷續する 一の型式を以つて律することを許さな Ü ので

る フ つ困難であるが、 ラ 史料にその徴證を認めるところから、 斯の如くフランクはその建國事情の特異なるにより、 ン クが 土地を奪取した事實に就いては、 然し尠くともフランクが土地分割を行つたといふ直接の證蹟は存しないのに 私は故植村博士に從つてフランクの定着は大體に於いてヴ サル ウィ 7 . ー ヌ ガル ス リアの經濟生活に對する關係も亦複雜且 フ v デ ガリゥス等この時代の有力な

假介奪取があつたとしてもそれは一小部分たるに止まり、 分、卽ち中部、南部がフランクの支配下に歸する時代に於いては、是がための經濟的變動は起らない。 は全く旣成勢力の發展伸張である故に、定着の問題は多くの意味を有たない。 然し是はクロ ヴ 1 ス王以前のフランクに就いて言ふのであつて、 概括的には分割、 クロ ヴィ 奪取共になか ス以後のフランクの發展 ガルリアの重要なる部 つた ものと

の經濟組織を繼承したフランクに於いて最も著大なる地主は言ふまでもなく國王

考へることが至當であると思はれる。

卽ち 大移動 期のガルリアの 經濟生活は intact

にフラン

クの支

配下に歸したと考べられるのである。

ガ

ル

72

12

}

ン

ァ

ン

ダ

ルやラ

ンゴ

۱۷

ルドと同様に征服的形式によるものと考へる。

所有し、 である。 國王 新征服地を所有する。 は U ーマ帝國 の帝室領及び國庫領を繼承し、 而も公權 ・私權 の不 明確なる = ゲ ~ フィ jν 7 ン ス ケー 國家に於いては王領 シ ョ ンによる無主 は 國 回 収地を 領

王と貴族的 な あ る と同 卽ち國王は最大の地主でなければならない。 時 地主とを區別する點は存しないのである。 に王室領であり、 公領であると同時に私領である。 地主が同時に國家の元首であると言ふこと以外國 國家の 財産は卽ち王家の財産に他なら

國王がその所有地を臣下や敎會に對して贈與寄進するといふ事實は最も夙くから行はれてゐた習慣

であつて、

或は

ほドブ

シュ

の日ふ如く、

王領の Entäußerung の由來は實に王權の起源

にまで溯

るもので

れたものと考へられ あ る 然し乍ら僧俗兩種 ż 知れな 類 る。 ゲル の貴族的地 7 ン 國王の土地贈與 (Landschenkung) は彼等の建國定着の當時から開始せら 主領 の成立は必ずしも王領の Entäußerung に由來するものでな

還附を受けたのみでなく、 は 兩者は國 ン チ 旣 E 又 ス П 帝 Ī 1 の公認以後、 ~ の贈與を俟たずして、 帝國 によつて公認せられない以前 教會は 信仰 的理 最初 種 山 の共同體として合法的 か 及び信仰外理 ..ら並立: か 的に存在 独由によって、 信徒の寄進による不動産 してゐたことを考へなければ 1 財産を承認せられ、 又國教となつて後は異教 を所有 迫害期の ならな 褫奪 神 殿 = 財 財 ン 產 產 ス

+

y

ス

1

教會回

收

の如

き政

治的理由によつて、

既に夙くから經濟組織

の上に地位を占め、

IJ

١

~

第二十卷

第二號

二八三

封建制度の起源と本質(上)

末産産ス数い

第二十卷

なければならない。 しそれは今や從來とは全く異つた意味に於いて强調せられなければならないと思ふのである。私は せしめたと言ふことは旣に定説となつてゐる。古代の敎會領も亦 intact に中世に繼承せられたと考 最初から自營でなく托營の形式にある點に於いて、最も典型的なる地主的形體を形作つてゐたと謂は その蓄積過程は一時的でなく漸層的であり、集約的でなく散在的(Streulage)である點、又その經營は の大地主的經營法を採用してゐたのである。而も敎會領は最初から他動的に成立するものである故に へなければならぬ。 中世の初期に於ける教會の文化的地位は從來とても充分に强調せられて來た。然 ゲルマン侵入族民が、俗地主領に損害を與へてゐる場合でも、敎會領は是を保全

のであ 考の根底には古代・中世の非連續の見解、文化停止説の見解が働いてゐると思はれるのである。古代 つた文化と新しき野蠻とを媒介するもの、畫と夜とを繋ぐもの と して 教會の意義が考へられてゐた と中世との文化的切斷を獨斷し、 古きものゝ終末、新しきものゝ開始を考へることに於いて、 過ぎ去

力を必要とする、従つて主として多量の勞働力を保有するところの大地主によつて開墾が行はれ、 の如き相對的擴大とが考へられる。ドプシュ の貴族的地主領の擴大の原因としては、 以前の説は開墾に重點を置く。開墾には多量の勞働 新開墾(Rodung)の如き絕對的擴大と贈與 (Schen-Z

僧

俗兩種

決して教會が古典的教養と中世文化との中間に立つ媒介者であることを否む者ではない。然し斯かる

することになつた。 0) ために大地主の所有地は一層擴張する。浮浪民、弱小者、 地主制發展の結果自由民は貧困化してその所有地を大地主に寄托し、その下に隷屬 即ち原因が結果を生み、 結果が更に原因を生む如き順序で、このやうな經濟手續 經濟的困窮者は大地主の下に歸屬してそ

を兼併(Aufsaugung)と名付けるのである。 右はイナマ・シュラルネッグを代表者とする十九世紀の支配學説でラムプレヒト亦之が有力なる支持の

多數 すべき點が含まれてゐる、 者であるが シ ュによれば斯の如き自發的なる寄托 (Kommendation, Auftragung) の自由民がその所有地を有力者豪族に寄托してその隷屬民となるといふ説には尚ほ多くの問題と (Deutches Wirtschaftsleben im Mittelalter 1885)、然しドプシュによれば、 尠くとも兼併の意義は誇大視されてはならないと思はれ は多くの場合自由民の所 16のである。 所謂 兼併即ち 有 Ŀ 地 0

むものでない、 繼續した。從つて所有權は喪失するとも利用權を保存する。而もプレ 即ち法的隷屬とは關係 しないのである。 されば寄托土地量の二倍三倍を利 カリアは自由に對する拘束を含 用權 12 於い

一部分であつて全部でない。或は又後に述べるプレカリア(precaria)

の形式に於いて該土地

心利用は

E

的隷屬をもたらすものでな て要求する現象さへも見出し得るのである。自己寄托 (Autotradition) は決して身體自由の拘束即ち法

從つて大地主制度の發展と兼併 封建制度の起源と本質(上) 自由民の隷屬化を伴ふ意味での兼併 第二十卷 第二號 ―とは、必ずしも密接に 二八五

第二十卷

偏重してはならないのである。 結 た事質も稀ではない。修道院及び俗貴族の植民的活動も亦同じく事實であるけれども、是を思辨的に 合しない。自由小農民が個別的に開拓を行つた事例も尠くないのみでなく、 を必要とする故に大地主のみによつて行はれたと斷定することも抽象的思辨的教説であつて事實に適 られて來たのである。是は甚だ重要なる發見であると謂はなければならない。又開拓が多量の勞働力 び付いてゐない。 地主制度の發展は決して社會關係を完全に隷屬化してしまうものでないことが知 組合團體によつて行は n

ある。 uperationsprozess)に基づく交互的依存關係こそ封建社會の發展機構を特性付けるものでなくてはなら ģ のより重要なる契機として考へる傾向を有する と思はれる。而も贈與にしても、 是に對して近來の學說は、贈與、賣買、寄進、交換、寄托――兼併的寄托でなく一部分寄托 一般に所有權の移轉關係による領地擴張をば開拓或は兼併の如き一面的擴張よりも、 所有權の單純なる移轉に終始しない、そこには多くの場合利用權の留保が保證せられてゐるので 面的なる富の集積及びそれに伴ふ絕對的支配隷屬の關係よりも、 斯の如き再要求手續 交換や寄托にして 地主制發展

註① Vgl. Lot; Fin du monde antique et le débût du Moyen Age, Bury; The Invasion of Europe by the Barbarians.

Schmidt; Allgem. Geschichte d. germ. Völker S. 213 ff.

ないのである。

植村博士「西洋史世史の研究」百二十二頁以下

しな

- ④ 同上
- (a) Dopsch; Grundlage Bd. II S. 126
- 6 例へば私人の財産で、所有者の歿後正當なる遺産相續者の存しない場合、その財産が教會に寄托せられる習慣の如き。
- © Dopsch; Grundlage Bd. II S. 206-7.
- Dopsch; a. o. A. 194 ff.

8

Hoops; Realenzyklop. d. germ. Altertumskunde, Bd. II, S. 332.

- (a) Inama-Sternegg; Grundherrsch. S. 44 ff.
- Derselbe, S. 89 ff. 94 ff.

Dopsch; Karolingerzeit Bd, II, S. 280

- Derseibe, 3. 69 II. 94
- Derselbe, S. 5 ff.

12 11 10

Derselbe Bd. I. S. 245, S. 284

13

四 中世社會の構造

轉關係が必ずしも自由の喪失、 中 世地主制度發展の要因が必ずしも抑壓的兼併による一方的擴大に在るのでなく、又、所有權の移 隷屬を結果するものでないとするならば、 地主制度の發展は亦必ずし

をなくすることでない。

も自由民の轉落を結果するものでないと謂はなければならぬ。

地主制度の完成は社會から自由小農民

ッラー及びイナマ・シュテルネッグの地主制偏重說 (Grundherrschaftstheorie) に於いては、地主制度 封建制度の起源と本質(上) 第二十卷 第二號 二八七

第二十卷

は カロリング期に至つて始めて出現するものであると共に、 Villikation と呼ばれる劃一統制的大經營の下に集約せられたる封鎖的自給自足體と考へられるも 中世の全經濟機構を敬ふものであり、且

のである。

卽ち地主制度の成立は、 に基くもので、 メロウィング期とカロリング期との間には、本質的なる差異、 前にも述べた如く、カロリング期に於ける社會の突然なる根本的變革(Um-卽ち非連續が

考へられてゐたのである。 力 ロリング期以前の社會には、 平等なる權利と、 平等なる財産 若しく

至 は いてもカ Ļ !平等なる分配量(Los)――を保有する自由民 (Vollfreie) から成立つことを前提し、 り地主の抑壓によつて此の自由民が消滅した、 彼等をば地主制度的隷屬民 U リング期以前に於いて、自由民の他に貴族、非自由民、奴隷の存在を悉く否定し去るので (Hintersaßen) の位置に陷らしめたものとする。固より此の學説に於 地主制度が自由農民の土地所有を併呑 力口 (absorbieren) リング期に

(60)

は

ないけれども、

是等の者が例外的に少數であつて社會構成の上に意味を主張するに至らないといふ

のである。

と土地を飲如するものとの對立の如き單純なる關係によつて說明せらるゝが如きものでない。大地主 不平等の下に集約せらるゝが如きものでない。中世社會の構造は、 然し乍ら中世地主制度の成立過程は、個々の自由民を單位とする多元的平等が、 土地を無限に多量に所有するもの 突如として寡頭的

如く自由 制度の獨占的支配(einseitige Vorwalten)は全中世を通じて存在しない。フォン・ベローの多年主張した |小農は決して大地主制度の下に吸收解消せられはしない、地主と隷屬民との莊法的結合の他

に自由民の公法的秩序があり、 大經營の外には小經營が並存するのである。

定するものでない。 も亦固より認められなければならない。 吾人は斯くの如く自由農民の全部的轉落を否定せんとするけれども、 多數の自由民が besitzlos となつて有力者に對する隷屬關係に入つたと言ふこと 地主制度の發展が自由小農の損失に於いてなされたことを拒 しかし彼等の部分的轉落を否

たのではなく、旣にメロウィング期に於いて多數に現るゝところの現象である。のみならず、 0 否しはしないのである。然し乍ら此の如き事實はカロリング期以後に於いて特有なる一般現象となつ 一部分的轉落を强調する反面に、 吾々は同じ正しさを以つて不自由民の向上をば强調しなければなら 自由民

(61)

な

いのである。

世 の向上に 1 地 於け 主制 よるところのものでもあつたのであ の發展過程に在るときと雖も、 る諸種の制限自由民の存在は、 自由民の一部的轉落によるものであると同時に、又不自由民 中世の社會の構成は決して一方的に進行したものでない。中

る 是を要するに、 土地所有の大小はその移轉關係と共に無限に複雜多樣である。大地主から小地主に至るまでの間 一言を以て言ふならば、 中世の社 會構造は甚しく多岐に錯雑 (differenzieren) しゃ

二八九

封建制度の起源と本質(上)

地

딞 處理することの出來ないものから、 0 ende Land に分れる。 段は傭役 (Dienst) と地代 (Zins) ——主として物納 考 隷屬民と雖も、 拁 的 紹 位 者 主 には多數なる差等段階 jν 地代を以て足りる者までの間には緩嚴の様々なる程度が存在し、 !の種類及び量に於いて亦甚だしく多岐である。 主制 大帝 一對的なるものとは思はれない。 へ直されてゐる。 ક なる本支關係に立つものでなく、散在的、孤立的、個別的なる遊離關係によつて構成 13 と考ら あれ 無數 0 の莊令 ばニフ の階梯 るべきものでない。 般的 (Capitulare de villis) に示されてゐる如きフロ ?機構は集約的有機體の積分的構造よりも、 その經濟能力及び義務負擔の種類は甚だ多種多樣である。 Ī Ó フェ 存する如く、 是は旣に略定說をなすと見られるのである。 傭役即ち肉體的奉仕はその勞働の種類と程度とに於いて、又地代物納 以下の者 が不規則に介在してゐる。而も社會は決して地主制 自營農民の大なるものと少數の奴隷を所有する小地主との距 る存在 自由小農民も亦その經濟能力は決して一樣でなく、 地主制度の組 無期限にして而も自由に土地を賣買、 Ļ フ Ī |織そのものも亦十九世紀の史家が典據とし フ 一週に三日の _ ――とがある。 そのものが旣に時と所とを超越した不變の定量單 寧ろ散在的部分の算術的總和に近 ン 7); Frondienst を擔ふ者 地主制度に依存 卽ち土地は Ĭ 一時耕作にして而も自由に土地 フに對する集約的、 讓渡、 地主の彼等に對する搾取手 度の獨占的支配でない。 dienende Land 交換、 して生活する諸種 四 から、 せられて フ 相續 階梯的、 ١ た所謂 りは フ はその物 U 年一回 ものと B 決して 以 る。 求心 カ Ŀ を 0 ١. 0

Erbleihe)出來るものに至るまで、 所謂莊法的拘束 (hofrechtliche Verband) の多樣なる段階を見ること

カゞ 出來る。 マル クス主義經濟史家は、 地主制度下に於ける搾取は、是を消化すべき地主の胃壁をもつ

自給自足單位とすることに立脚するものであることを指摘しなければならぬ。又地主的被搾取民が必 は固より敢て是を反駁する理由を有つ者でないが、 て極限となし、自由競爭の資本主義社會に於けるが如く搾取が無限に展開することがないと謂ふ。 ずしも隷屬的であるとは限らない。servitium ingenuiles (freie Hintersaßen) なる言葉さへ見出さ 唯斯かる見解は地主制機構を一個の封鎖的集約的 私

る

(63)

對支配 き劃一統制 のである。 斯の如く、 的なる經濟組織でない。卽ち地主制度は自然經濟形態の總てヽない。"nulle terre sans seigneur" 自由民が隷農地に居住する場合、又その逆の場合も記録せられてゐるのであ 的なるものでなく、 地主制 の組織そのものが既に支配學説の所謂 却つて無限なる雑多を含む非統制體である。 Villikation の シ 而も地主制度は全面 ステムに示されて る た如

活の總 は 一濟生活のみに止らない。 ていな 斯くて中世 同様のことは亦精神事實に就 の經濟生活の多面性が强調せられなければならぬ。 Ď ても謂ふことが 出 來 而も中世 3 史の多面

の常套語を吾々は抹消しなければならない。

而も自然經濟は、

既にその最初

の時

代から、

中

世

經

濟生

性

る 如 # ζ 世 0 ス = 神界はあらゆ ラ學 iż 切 の知識 る矛盾の最大なる綜合である。 の比例的綜合の體系である。 ゴ゛ チ ゴ Ī チ 7 の綜 1 クは石 合が材料の克復の上 の建築でありス = に建つてゐ ラ學は思

封建制度の起源と本質(上)

論 想の建築である。 會 靈と肉、 そスコ ١ の東縛 理 5/ の無限 なる ラ學 對立は孰れも總べて中世の真實である。孰れが中世的であり、 と個人の自由、 天國と地上、時と永遠、「罪深き」愛と救濟、 (なる自己運動的律動である。) と呼ぶのである。 ス = ラ學は一 瞑想と辨證、 ゴ チ 個 Ĭ の専門學でない。神の均衡によつて體系づけられた一 クが 禁欲と戦闘教會、 世界肯定と世界否定、 線 の始發と終止のなき無限なる律動である如く、 享樂と道徳、 唯心主義と自然主義、 神と悪魔、光を追ふ者と光に背くもの、 ミン 孰れを否中世的 ネとジッテ、 是等の一 團體 切の知識をこ とすることは と個 見ヘテロ ス 人、教 ラ學は ゲ

な 7 V. 神 中 の模像である」(quod in creaturis esset perfecta Dei imitatio— ・世は是等の總べてぃある。 聖卜 Ī 7 スの謂へる如く、一神によりて創造せられたるものは、 -Summa contra gentiles Lib. 總

中世は還元することの出來ない多元である。然し、多元は無秩序ではない。 の精神をばアスケー 45) 限りは、一切の萬有は存在の秩序の裡にその場所を主張すべきである。アイ ゼとヒーラルキー の二元的秩序に還元することを現代の中世研究者は否定する、 總べては神の秩序 ケ ンの如く、中世

物であり自己であると共に、 ば世界否定と世界肯定、 斯かる中世は「近代的抽象」の所産である。 Jenseit と Diesseit の如き、 それ自らに於いては完了しない神の秩序に屬してゐる。 互に越えることの出來ない對立によつて成立 斯の如き、 代謝的關係 (Alternativismus) で 中世 の構造は例

13

於いて互に關係してゐる。生命なき物質から天使に至るまでの一切の實在は、

それ自らに於いて個

呼ぶことが出來るであらう。 なけ 肯定、 ر با 0 あ 秩序の中の個物はピラミッド は 中世の理解を可能にしつゝあることを謂つてゐる。近代の清算期に立つ吾々は、 らない。中世の精神史研究に最も示唆的なる業績を残したドヴォ らの離脱を叫ぶことも、 カコ n 樣である。 によつていなく、 なくして、 るもの 歴史的方法はモ Ħ ればならぬ、所謂る「中世のビラミッド」的構造とは斯かる意味に解することも出來よう。 然し「多面」は「混雑」ではない。多面的なるものには多面的なるものゝ秩序が存するのである。 中世 個物 世世界觀の斯かる構造を吾々はアルフレッド・フォ を理解するためには、先づ「近代的なる偏見」から脱却しなければならない。 而も個物は神の秩序の關聯に「於いて」在る。 !の否定から出發した。ヴォリン は置き換へられないものであり、 一切の矛盾を統一する神の秩序こそ中世の精神であり Theozentrismus 彼の眼(mit seinen Augen)によつて見なければならない。」と謂ふも此の意味に他な ルフォ T ヘニッヒ・ブリンクマンが「中世を見るものは、吾々の眼(mit unseren Augen) 丰" の各階のやうに、 ーではない。多面的なるものは多面性に於いて理解されなければなら ガ 他者の「ために」在るものでない。 ーがゴチークの正しき把握のために人文主義者的 坐標的に「高い」 若しくは 故に世界は段層的なる統一でなけ ン・マ ルチンと共に ルシャ ークも現代世界觀の多面性 「低い」關係では Einheit der Vielheit 故に世界は無限なる多 斯くして近代人であ であると思惟し 近代は古代の ればならな ないので 偏執 然し 斯 ع 办ゞ カコ

第二號

二九三

ることを中止することによつて「古代よりも更に遠き過去」であると謂はれた中世の世界に內面的な

る親近さを有つに至るべきでなからうか。

- von Below; die Entstehung d. deutsch. Stadtgemeinde, Derselbe; Deutsche Staat des Mittelalters, n. s. w.
- 2 Dopsch; Karolingerzeit, Bd. II, S. 127 ff.
- (3) 斯かる考へは全く否定せられてゐる。此の莊令は第一カール大帝の發布でないことが明にされてゐる。而も或る特定の王領に イナマ・シユテルネツが説の典據とされてゐたものはカール大帝の莊令(capitulare de villis)である。此莊令に示された經營組 でない。斯の如く從來の學說の黃金的根據となつてゐた本莊令の批判はドプシュがもたらした最も輝やかしい功績で Entthr-限られたもので一般的全國的のものでない、更に本莊令に現れたシステムは在來の組織經營の擁護であつて新しきものゝ創始 繰が金國一般に行はれたもので、而も斯かるシステムはカール大帝の創始にかゝるものと考へられてゐた。然しドプシュ以來
- 4 有名なるサン・ゼルマン土地豪帳、Polytique de St. Germain)には自由農奴(servitium ingenuiles)と不自由農奴(servitium servile) とが竣別せられてゐるその半面に自由民が mansi serviles に居住し、不自由民、半自由民が mansi ingenuiles に住居するこ

onung des capitulare de Villis と呼ばれてゐる。辭しくは Dopsch; Karolingerzeit, Bd. I, S. 25 ft. 参照。

(5) Worringer; Formprobleme d. Gotik S. 114 ff.

とが記錄せられてゐる。(Vgl. Kulischer, S. 47-8)

- 6 Vgl. Eicken; System d. mittelalterlichen Weltanschauung
- 7 Günther Müller; Gradualismus (Deutsche Vierteljahrschrift 1925).
- 8 Alfred von Martin; Das problem d. mittelalterlichen Weltanschanung (Deutsch Vierteij. 1925).
- 9 Hennig Brinkmann; Zur geistesgeschichtlichen Stellung des deutschen Minnesangs

10

Dvorák; Kunstgesch. als Geistesgeschichte

Ą 封建制度の本質的考察

することが出來たと思ふ。 とする見地から考へた中世社會即ち所謂封建社會と呼ばれるものゝ、 上來述べ來つたところによつて、自然經濟をば支配的なるもの! 右の結果を私は再び次の二個の點に要約して置かなければならぬ 排他的全部とするのでは 成立及び構造を略~明らかに

大地主制度はカロリング期の所産ではない。 力 11 リ ン グ期は歐洲社會經濟史上に何等

グ期とカロリング期とは、 (Neuerung) を意味しない。それ以前とそれ以後の社會とは本質的なる 直接に、 飛躍なしに連續する。 後者は一切の點に於いて前者 相異が存しな の直 メ 線的 の革新 ウ 1 なる

タス 古代とゲルマン的なる古代の兩面を有する。 は又それ以前に連續する。 延長(Weiterbildung)である。 フを意味しない。 中世は古代の延長である。 質にドブシュ 力口 リング 期が の言ふ如く、 斯くして社會史的 メロ ウィ 中世に對して先在的なる古代とは ング 古代からカロ 期に連續するのみでない、 見地よりすれば民族大移動 リング期に至る間は曲 メ 17 IJ は Ī ゥ 線 何等 1 的 的 でな グ 0) な 期 力

蔽はれるものでない。このことは卽ち本稿の冒頭に於いて樹てた 地主制度は劃 一的集約的組 織でない。 同様に又中世 0 一社會機構は地主的統制によつて存 一中世 の社會 かゞ 地主的組織 に還元せ 餘 なく

封建制度の起源と本質(上)

く直線的

なる系列

の裡に繋が

ると謂はなければならない。

ի u

١

封

6

る

シ

ス

テ

۷,

ر ح £ は ń な ō 得 例 適 外 初 の 多 カコ な 餘 < 如 0) 何 るを信ず b に多きとき、 例 か 外を有の と言ふ問に答 るので つと謂 最早そ ぁ る は なけ \sim 固 n るものに他ならな より を例 n ば 外 私 なら は農奴的 ٤ 呼 な ぶことは適切でな v 地 例 را درا 外 主制度の意義を是によつて沒却 所謂 とは絶對多數 農奴經 (1) 儕 較 12 ر ان 對す ろ 吾 る絶 K は 是を 對 は 少數 中 する 多 世 面 0 0 全 ક 的 場 部 0 と呼 合 を厳 で を Ž. Ç

度が る と考 假 唯 令 る 祉 點に於 會 z 學げ 機 構 て他 の全部 U 7 は to. 從 顧 でなく 來 みざ 般に説 とも、 る弊害を か 勘 ば可及 るゝ (とも重要なる一 見解と毫 的 1 避け Ū も變 んことを意圖するに過ぎな 部分であり、 うは ない 0) Ť 最も特徴 あ 30 的 Vo な る組 農奴 織 形 的 態で 地 主 あ 制

構成する 然らば Ŀ ものであらう 述 $\widetilde{\sigma}$ 地 主制 か。 度 6 一秩序 大 抽 主 の 所有 常識的 地 1= に是を封建的 は 無數 0 不自 秩序 由 民が を呼 地主 んで 一の土地 わ る を耕 は果して「封建制 作 して生活を支へ、 度」を

その

代價

として地主に義務づけられて

D

る

然し封

建

制

度の東

縛は元來

任

1意的關

係で

あつて

强制

的

關

係でな 所 有者 に屬することは、 關 係 者 0) 意志を越えた强制 主從的 八格結 合 で 1を形成 は な 5 L ない。 從 つて 斯 土地 か る 1 縛ら 種 類 れた農奴が、 0 支配關係は術 土地 語 的 を 意味 通じ 7 1-於け 士 地 3 0

H 封 建制 民 0 自 度とは全く無關 山 民 1 對する隷 係 屬に於いて考へられなけ なる事實であ る と謂 は なけ n n ばならない。 ば ならない。 先にも述 べ た如 ζ, **主從關** 係 は

自

次に然らば自由民が自由民から土地を借受けて生活し、 その代償として一定の義務を遂行するやう

(

な場合、 否更に支配を受けるやうな場合、 斯の如き支配關係は封建制 度を構成するであらうか 此 0

制度の基本的 成 種 Ũ の關 ない 係 は中世 の である。 要因と謂は に於いて吾人の頻繁に遭遇する事實であるけれども、 賃貸借關係 れてゐ は るところのもの、 一般に契約關係である、 卽 ちべ 木 フィ 契約は必ず法行為で 丰 ゥ ۷, 此のことは直ちに封 (Beneficium) にしても從 ある、 然 るに 建 從 制 士制 來 度 を構 封 度 建

為は法の外に立つ みでなく、 肉體的奉仕その他の如 (extra-legal) ところのものであ 何 なる隷屬的依 り な。 © 存關係を條件とするとも、 而して又土地 の貸借關係 是等を以て かず 賃銀 自 封 然物 建 的 0) 依 收 存關 納 0

にしても、

これらは孰れも公的秩序の外

に於い

て發生し

た私生活

の習慣であり、

その

行

(69)

係と呼ぶことは出 と見做すことは視野 來 0 ない。 一狹隘 から來 有名な る偏 バ 即ち生命の奉 ゥ した態度であるけ)V T.7 ١ ŀ の ・仕を條件とする土地 如く封建制度を純然たる軍事制度(Heerverfassung) れども、 封建制 度が 軍事 的 べ ネ フ 才 丰 ゥ 厶

制限 て成立するものであることは古往今來を通じて不變の真理である よつて成 り立つもの、 軍事 的 贈與 奉仕、 2原有者 と信ぜられ の制 限的 る 條件 のであ 的 る 贈 興を 士 地 核 贈 心 きし 賏 0)

に對して 含まれて 條件 2 ると考 的 贈 與 なけ とは、 ñ 土地 ばならぬ。 かゞ 定の條件に於いて與へられ 即ち制 限的贈 心典とは 所有 權 ると言ふことであ の不完全な る移 る。 轉 に他 條件は物 ならな 納 と奉 是

13

例

へば被

| 興者はその土地を賣買讓渡

相續する自由

を有

だない。

のみならずそこには

回

收

0

可

能

性

カジ

的で

ā

ると言ふことは、

が

有期限

であり、

權

利

か

に保留

せら

n

T

ゐることであ

3

故

仕 0 7 な B 土地を通じて贈與者に義務付けら る奉仕の一 とに大別せられ ので あ る。 として吾々は軍事 べ 亦 る。 フ ィ 物 キ 納が既に多種多樣である。 ゥ ۷, 必ずしも軍事的でない。 的奉仕を れ束縛せられてゐ 考へ ることが 奉仕は固より多種多様で る。 出來、 パ 恩施制度とは抽象的 ウル 被與者は斯 • 7.7 1 7 0 Ź 如き説よりす Ó ある。 如 に謂 き種 斯 ^ K ば Ø 了 n 右 る 如き多種多樣 ば 0 條 純 如き性質 件 粹 に於 に經 Ų,

濟的なる べ ネ フ ィ 丰 ゥ 4 を説明することが 出來 ない のである。

土地共有 故に吾 一々は假 (總有)と土地私有とする。 りに圖式的 に次の 如く規定することが 後者は更に 土地 1 出來 当す るであらう。 る所有者の 關係に 土地所 よつて完全所有 有の形式を二大別して (非封

地 場合に吾々は始めて封建制度を言爲することが出來るのである。 て三たび二分して地代的所有と奉仕的所 Allodium はその最も代表的なるもの)と不完全所有とに二分される。 有とする。 後者の場合に於いてその奉仕が軍事的奉仕である 不完全所有をその條件 12 ょ

土地共有

【不 完 全 所 有】 (地代を條件とするもの (、、、(地主制度) (完全所有(terra dominica や allodium の如き)

1:

一地私有

| 軍事的奉仕―封建制度 | 奉仕を條件とするもの| 、、、、、

(制限的、條件的)

70)

特に封建制度ローマ起源説の犯したところの誤謬は此の點に繋がれてゐると思はれるのである。② かゞ らば逆に土地の利用と軍事的奉仕とが結合する場合に於いては、吾々は常に封建制度を言爲すること :出來るであらうか。此のことは又從來屢,一部の學者をして誤謬に陷らしめた點であると思はれる。 斯くの如く封建制度は軍事的奉仕に於いて土地の利用を受くることであると謂ふことが出來る。 然

超回 Fustel de Coulanges; Les origines du Système féodal, p. 63, p. 193.

(2) 最近ロストウツェフ等によつて注意されてゐるローマ末期封建社會說は、以下に述べる封建制度ローマ起源說とは全然別のも することが出來る。(植村博士「西洋中世史の研究」一五四頁以下參照) のである。 私權の技扈、公權力の封建化の事實はロストウツエフの指摘を俟たすとも吾々は末期のローマに於いて容易に看取

六、ローマ起源説の批判

六〇八年に、又ゴドフロワは是より約半世紀後れて、而して一七四二年には有名なアベ・デ 孰れも封建制度ロー ば殆んど獨占したかの如き旺んなる論爭を展開したことは周知の如くである。 たところのものは言ふまでもなくバウル・ロートの名著「恩施制度史」(Geschichte des Beneficialwesens 封建制度の起源問題は彼の大ドイツ・小ドイツ論爭の後をうけて十九世紀の後年期の學界の興味を である。然し乍ら學説そのものゝ起源は是等の論爭よりも遙かに舊く溯る。 起源説を提唱してゐる。是等の人々の學說は旣に一八五〇年にパウル・ロ 此の論等の發端をなし п ワゾ は旣に一 * 1 | |-|} カゞ

封建制度の起源と本質(上)

第二十卷

第二號

二九九

りアイヒホルンを中心とするドイツ法學者は原始ゲルマンの主從制度 (Gefolgschaft) に封建制度の起 名なるものと謂ふことが出來よう。是等のフランス學者の說くローマ起源說に對して、十九世紀に入 なる學説として尠からぬ支持者を得てゐた。 によつて ganz veraltetの刻印を押され、爾來全く顧られることがないけれども、當時に於いては有力の セリニーやガルニエの如きは此の説の支持者の中でも著

源を求め、斯くて封建制度ゲルマン起源説が提唱せられたのであつた。

が、 ふのである。 若し是等の論者の言ふ如くローマ帝國に於て beneficia militaria 軍隊に贈興せられる習慣があり、帝國内に侵入したゲルマン族は此の習慣を採り入れて是を發展せし フ 以つて中世の封建國家を形成するに至つた、卽ち中世封建制度の萠芽がローマ帝國に存すると言 ランス學者のローマ起源説と雖も、 U ı マ帝國の下に於いて軍事的恩施制度(beneficia militaria)が行はれた、即ち一種の封土(fief)が 固よりローマ帝國が旣に封建國家であつたと言ふのではない の存在せしことが疑を

特殊的地方的習慣をばゲルマンが継承して是を一般化普遍化せしめたと考へることも强ち不當ではな であつたにしても、其處に後の封建制度が出發すべき先驅的可能性が存すべきである。或は斯の如き 容れない事實なりとせば、假合その事實其物は當時に於いては極めて特殊なる、又は地方的なる習慣 であらう。然し果して斯の如き事實が存在したであらうか。

ラ

プリデウス (Lampridius)の作と傳へられる三世紀の皇帝傳の中アレクサンデル・セウェー

ルス

封建制度の起源と本質(上)

ことであるとも謂ふことが出來るであらう。封建制度が完成した時期に於いては、土地は世襲せられ る。 土地を「不完全」に所有すること、或は逆説的に、封建制度は軍事的奉仕に於いて土地を「所有しない」 とは旣に述べた如くである。而も封建制度は軍事的奉仕に於いて土地を「所有する」ことではない。 て」完全贈與を行ふことは決して封建制度ではない。ベネフィキウムが必ずしも常に軍事的でないこ ない。然し乍ら斯かる事實から は中世のベネフィキウムの觀念は如何にし ても導出し得ないのであ い。完全贈與と制限的條件的贈與とは毫も因果的發生的に關係しないので ある。「軍事的奉仕に於い とはローマ起源説の主張した如く三世紀四世紀の時代に於いて決して稀有の事實ではなかつたに相違 るゝところによつても是を知ることが出來る。卽ち軍事的奉仕の條件に於いて土地を與へると言ふこ クス (Vopiscus) のプロブス皇帝傳の如き斷片的傳記類や末期の皇帝の發布した法規の中から引證せら とは donavit の一語によつても知ることが出來る。皇帝の邊境軍隊に對する同樣の事實は又ウォビス militibus donavit......Scriptores Hist. Augustae)ことが述べられてゐる。是は上記の說の文献的根據の 土地を邊境防備の將軍及び兵卒に贈興した」(Sola quae de hostibus capta sunt, limitaneis ducibus et 傳五十三章には同皇帝がマウレターニア、イルリクゥム、アルメニアに轉戰した時、「敵から奪取した 一とせられてゐるのである。然し乍ら茲に記されたるところのものが贈與の事實を指すものであるこ 贈與卽ち完全なる所有權の移轉はその性質所謂る封土とは全く相反する もの で なくてはならな

でなく關係の相續である。假令事實は如何あらうとも、 る 世襲は慥かに固定的に不自由なる封建社會の一特相であると謂へよう。然し世襲とは財産の相續 理論上本質上は土地の移轉を媒介とする主從

關係の世襲であると私は思惟するのである。

受けたことはユスチニアヌヌ法典十一章六十節に明文を以つて示されてゐる。是と略々一致する事實 が又タキトゥス Annales XIII 55 に記載せられてゐるところより考へても此の習慣は旣に一世紀の頃 一蠻防備のために帝政の初期の頃より設けられたリメス防備隊がその屯營地に於いて土地の給與を

取られる。斯くして agri limitanei は封土の起源であり、 ことを禁じてゐる點より考ふれば、此の贈與は又一見制限的なる不完全所有を形成するものゝ如く受 より行はれてゐたと想像せられなくはない。而して法典の條文が此の種の給與地は他に轉與せし と謂はれるのである。然し乍ら少しく綿密なる觀察を用ふるときは此の種の土地は中世の所謂封土な milites limitanei は封建制度の先驅である むる

る 'ものとは本質的に相容れざる、從つて全く無關係なることが明にせられるのである。 ④ 何となれば、 是等の土地は贈與は成程軍事的奉仕に對する報償として給與せらるゝ限りに於いて條

隊 も軍隊と言ふ團體に對して共同に屬してゐる。此の種の土地が、例へば一個の軍團 (legio)、 (cohortus)、非正規傭兵隊 (gentiles)、陣營 (castella) の警備員の全體に對する給與であつたことは 且つ土地處理の自由を束縛せらるゝ限りに於いて制限的であるとしても、それ等は孰れ 一個の中

對して個人的私的の權利を保有しないのである。土地の所有は個人的でなく集團的である。 部隊から他の部隊に轉勤する場合に彼等の土地に對する關係は何等變化を蒙らない。 軍卒は給與地に 而して所

對する奉仕であつて國家若くはその代表者の如き公法的性格者に對する奉仕でない。 本概念でなければならない。土地所有が個人と個人との關係に依存するのみでなく、 奉仕も亦個人に 封建的秩序は公

有の集團的形體は封土の概念とは全く相容れざるものでなくてはならない。個人主義は封建制度の基

民の服従でなく、 的秩序に代つた私的秩序の統制であるといふことが出來る。 個人に對する個人の私的服從である。軍事的奉仕は兵役の義務でなく徴兵でないの 主從制度は國家或はその元首に對する市

(75)

である。

Loyseau; Traité des Seigneuries, Godefroi; Code Théodosien, Dubos; Établissement de la monarchie française.

- Paul Roth; Geschichte d. Beneficialwesens S. 209.
- **(1**)

Serrigny; Droit public et administratif romain, Garnier; Traité de l'origine du gouvernement français

Eichhorn; Deutsche Staats- u. Rechtsgeschichte

3

- (5) 以上の擧證は主として Fistel de Coulanges; Système féodal による。
- **(6)** Fustel de Coulauges; ibid. p.

ţ 貴族社會の根源

定することが出來る。然らば斯の如きものは又ゲルマンにも存在しなかつたであらうかと言ふ疑問も 應提出せられるであらう。然し乍ら元來共和的組織と封建制度とは相容れざる矛盾である。 右の如く、ローマ帝國に於ける beneficia militaria の存在は全然根據なき架空の説であることを斷 かく言

是等國王は無制限なる、或は自由なる權力を有たない」(Reges ex nobilitate, duces virtute sumunt 始原的にして且基本的なる政治機關であつた。固よりゲルマンにも國王が存しないではない。タキト 然し乍ら同じくタキトゥスが 治組織を有してゐる。此の政治組織はタキトゥスの civitas(Völkerschaft) と呼ぶところのものである。 ゥ べて居る如く、ゲルマン國家の政治形體は共和的なるを以つて原則とする。從つて會議(concilium)はで ばゲルマンの社會に封建制度を求むることには先づ理論上の不合理を感せしめるのである。 原始ゲルマン卽ち大移動以前の吾人がローマ著作家によつて確かめ得るゲルマンは旣に明確なる政 も亦國王 (rex) に就い謂つてゐる。而も「國王を血統によつて選び、將軍は武勳によつて選ぶ、

bendi potestas) によつてぃなく、説得の權威(auctoritas suadendi)によるのである。]とも日はれてゐる nec regibus infinita aut libera potestas) と言つてゐる如く、 である點にかゝつてゐる。「國王又は族長の言が聽かれる(註——會議に於いて)場合は、命分する權力 (już 絕對的なる專制王權は存しない。もと王の公生活に於ける職能は戰場に於ける統率者、 ゲルマンには假冷國王の存在する場合で 即ち武將

如く、 に屬する ダ 有力なる議員としてぃあ ン w ۴ キ ン ン ~ 族は と西 ŀ 0 ン 假令會議に於いて國王が優位を占める場合があつても、 如 族 きは、 のである。 孰 部 の總 ス Þ n ゲ τ n 力 も始原以來 彼等の ~ 工 10 ンとは言語、 な サ ïν ं 會議は國王なしに存 の記 視野の外に立つか 大移動 の舊き王家を有して王權の發達せる點に於いて、 つたと謂はなけ 述するゲルマ 風 |期に主要なる役割を演じたゴ 俗 習慣を異にするのみならず、 或は間接にその存在 ンはゲ 在する、 'n ばならない。 jν 然し國王は會議なしには存在 7 = ス ŀ 族民が國王に屬するのではなく、 の所謂西 に觸 1 } それ やヷ n 政治組 てゐ は權力的支配者としていは 部 ン ゲ ダ jν るに過ぎな 概して共和 マン 織をも異にする。 しな ラン 族に該當するもので *ن* ا ゴ Ų, 的 のである。 ۳۷ な IIII w F., 國王 る 8 東 西部 東 か 部 部 ブ 尤も 族民 w ゲ ゲ ゲ グ w jν

替每 國家 特 1 一會議が 1 彼 の最 是を承認することは斯 でも専制: 的 なるフラン か ク 0 ることを意味するものに他 × 12 ウィ ン グ 王家の如きものより逆推 ならぬ。 吾々 は移 してはならない 動以後 0) ゲ 0 jν であ ~

補

家

に

他

ならない。

王

權

カゞ

世

| 襲であるとは王候補家が

一つであると言ふことに他

ならな

Ö

國

Œ

の交

ン

諸族

12

對

して著しき對比を示してゐる。

然し乍ら王家とは王に選ばれ

る權利を有

一家、

卽

ち王

候

(77)

る。 に著しく進行しつゝあつたものとの推定は殆 jν ゲ > 0 n 17 7 ン Ĭ の王 化 權 の進 の専制 行 に伴ふものである。 化は既 E タ + 1 ゥ 大移動期以後 んど定説となつてゐ スと大移動期との中 u ţ 7 帝國 る(4) 間 に横は 丽 の領土の上に建設せ B にる史料 ゲ jν ~ ン の空白な E 權 の る三 b 專 制 in 世 た所謂 化 は 紀 間 ゲ

封

族民諸國家(Stammesstaaten) に專制的傾向の著し いことは、 17 Ĭ ~ 帝國 との 特 殊關係にその説明 を食

たなければならないのである。

歩を譲つて 的 な 斯 る Ó 制 如 限 < ゲ 私 を受く は w ~ ゲ 、る點か ン w 0) ~ 君 ン 主的 ら兩者 の 國家組織に於ては共和政體を以つて原則となし、 政治組織を \dot{o} 間 に原 理的 一方に於 なる差別 いて 無條件に承認するとしても、 を設くることを欲しない 君主政體と雖も宇ば共和 ので 今の場合私 ある。 然し は悲し 假 Ü

對 ゲ ī w 專制 ~ 國家に 的 なる は 國 |家も亦封建制度と相容れざるものでなくてはならない。 その孰れによ るも、 封建的なるものを含み得ないことが考へられ 斯くて上述 なけ の限 らりに 'n ばならな 於 6 7

き不便を感じな

6

のであ

る。

封建制度は共和的

な

る社會

とは言ふまでもなく相容

れない。

然

し乍ら経

(78)

いのである。

絕 3 場合の不可缺なる要件でなけれ 剉 封 建制 1 專 制 一度の發生には一般に貴族的なる社會を豫定しなければならい。 的 なる國家にも封建制度の發生を見ることはない。 ばならな V. T ١ 7 の社 會が 社會の貴族的構成は封建制 (特にその末期に於いて著しく)貴族的 絶對に共和的なる國家にも亦 度を考察す

ねる、 ゲ jν ゲ 7 n ~ の 祉 ン社會に於ける階級分化は最早定説をなすものと考へられる。 會 かう 平等なる自由民の共同 社 會であるとする舊説は旣述の如く今日全く支持を失つて タ + ŀ ・ゥス か reges ex

なることは言を要しない。

然らば

ゲルマ

ン

の社

會は

如何。

adulescentulis adsignant と曰へるに徴しても、原始ゲルマンに於ける貴族の存在は旣に疑を挾む餘地® 果して如何なる種類のものであるか、果して一個の階級を構成するものとして認知され得るか否かは、 nobilitate sumunt と曰ひ、又、insignis nobilitas aut magna patrum merita principis dignationem etiam なきものゝ如くである。唯茲に nobilitas 或は nobiles の語によつて現さるゝ貴族的なるものゝ存

從來議

論

の斷えざる點で種々の學說を生ずるところとなつてゐるのである。

ある。從つて貴族は政治的にも社會的にも特殊なる權勢を有たないとせられてゐるのである。⑩ 的優越であつて、本來自由民と貴族との間を區別する法的標識は存しない、自由民の中のより高貴な ともかく特權的なる存在ではないとせられてゐるのである。「ゲルマン貴族は階級の 貴族と區別せられる。その一般自由民に對する關係は「より高き威望」(höheres Ansehn) による道德 話的系譜の不可測なる始原に發し、或は祖先の武勳、功績に發する。卽ちグルマ 體を意味するもので、ex nobilitate とは「高貴なる血統」の意味に解せられる。「高貴なる血 るもの、同等にして優位なるものとも解せられ、從つて特殊なる階級を構成しないものとも考へられ、 (Geburtsadel, Geschlechtsadel) として後のフランク王朝期の官職貴族(Dienstadel) 及び封建時代の財 在來 の普通一般の見解によれば、nobiles は國王、族長 (princeps) 及び祭司を選出する被候補群 Adel war "ein Stand ohne Standesvorrechte") とはフォン・シー ンの貴族は血統貴族 特權な き階級な ベ jν の言葉で の全

斯の如

第二十卷

封建制度の起源と本質(上

在であることを歸結したことは毫しも怪しむに足りない き見地よりす れば フュ ス テ ル・ド・クー ランジュ がゲルマ のであ ン貴族は封 建 制 度の 發生とは (何等關係 係なき存

ろである。 [®] 者 りと雖も、 principes consultant, する人口 な ゲ 不可解なることゝ謂はなければならぬ。このことは卽ち最大のゲルマン史家ダ する貴族と平民との何等かの區別の暗示が存在する。 る勢力 ルマン族の間に於いて貴族階級が、 然し乍ら「小事 (magistratus ac 的比率が、 (maszgebende 貴族が斯の如き參政上の特權、 力 工 サ ルに於いても、 に就いては族長達が協議 principes) が土地を割當てる權利を行使することが示されてゐる。 ⑭ シ de maioribus omnes) とタキトゥ ___ Einflusz) v Ĭ ダ ١ を有してゐたと主張することも强ち不當ではない。 有名な土地の年期割替を行ふ際の記事に、人民に對して貴族的 その他在來の指導的法制史家が考へてゐたよりも遙に大であるとの 單に存在したといふだけではなく、 Ę 若しくは尠くとも保留せられたる權利を有つと言ふことは 大事 に就いては全民が協議する」(De minoribus rebus 絶對なる共和國家に於いては、假令 ス カゞ 述べてゐるところによつても、⑫ 政治上國家管理上に支配的 ١ ンも奇異とした 貴族 F プ 派の 平民 參政 シ 「小事」な が 權 なる ح ح 12 原 12 對 始 關

い 然らば 旣にその組 ゲ iv ~ | 織の裡には貴族的要素が介在すると考へなければならない。 ンの國家組 藏 は絶對的なる專制王國に非ることは固より、絕對的なる共和政治でもない。 統治權の主體は假令それ

彼

の論

證も略

~首肯せられ

るのであ

る

から 國 王であらうとも、 萌 芽 かゞ 考 へられ 或は自由 るので 民の全體 あ る。 であらうとも、 とも か くも國家權力に對する貴族 0

卦 建 制 度は國家中 央權 0 普遍性に對する地方的 私權力の特殊性 に始まり、 直接支配に對する間接支

0

配、 に始まる。 フ ォ ン べ U Ī カゞ 封 建制 度の本質を支配權 の遊離 (Entäuszerung des Hoheitsrechts) 12 あ

な ()_{(II} ż Lehnwesen とより 私 は ゲ ع w Feudalismus ~ ン の原始貴族がすで とを區別 する に封建的貴族であると言ふのではな のも斯 か る 觀點を極度に重 んず 5 る かゞ 唯 た め フ 1 ٦. 他 ス なら テ w

ع 無關 係 なる問題とは 思 は n な 6 何とな れば、 中 世 初期 の貴族は ゲ ıν 7 ン 0 原始貴族と全然發 全起

國家に於

いて、

公權を制限するところの貴族的

要素が

介在すると言ふことは、

決してい

封建制

度

0

起

F.

7

Ī

ラ

ン

ジ

٦.

0

如

ζ

· 簡單

に論じ去ることが

出來

13

いことを曰はんと欲する

のであ

る。

ゲ

jν

7

~

0

源を異にした ラ ~ ŋ Ē 國 無關係なるものではない の貴族に關しては頗 る議 カジ ~ 故であ 論が あ うて、 る。 ラ ン クには Franci の民族名が 示 して る

フ

る

如

フ

た 存在して 0 < である 卽ち國 自由 との説 わ 民 る。 E と國王の 一に奉 IIII は今日最早支持し難きものとなつて來てゐる。 ・仕することによつて發生し も貴族階級の み カゞ 存在して貴族は 發展は決して血統貴族 存在 12 L な Dienstadel 5 貴族は 一官職貴族 で メ フ あつて、 u ラ ゥ ン 才 ŋ ン í 國 財 グ 專制 產貴 b Ŧ 一に依 Ń. 國家 族 統貴族は 存す 0 如き公式的順序に Ö)官職 っる派生 こその最 カコ 的 Ġ 發生 初 な 3 か b ż L

源 (81)

第二十卷

封建制度の起源と本質(上)

移行するものでない。 斯の如き公式的順序の設定は歴史的方法に反するものでなくてはなら

存在する。 ない。 官職貴族は血 官職貴族の時代にも血 財産貴族も亦兩者の沒落によつて起つたものでない。 二統貴族 の消滅によつて發生したものでない。 |統貴族は並存する。 のみならず血統貴族が同時に官職貴族である場合も 又官職貴族は血統貴族を排除するも

從來 等であることを示すものに他ならない。 ゥ ふところの族長の地位卽ち貴族の地位 (paincipis dignatio) を指すものと解するは文獻學的に最 ス ゲ かゞ jν ゲ マンに於ける財産私有、 んなる論議の繰返されたところであるが、畢竟するに土地の分配量が各人の地 ĵν ~ ン 族の土地割替に就いて、 所有量の不均等の存在したことは前にも略述した如くである。 inter se secundum dignationem partiuntur と述べたことは、 茲に謂ふ地位 dignatio とは同じタキトゥ スの第十三章に云 位に應じて不均 も合理

M を送る事實と共に、各人の地位が經濟生活及び財産と密接に結合せることを示すものに他 的である。 一統貴族と財産貴族とはその始原時代より互に 同じく第十五章に戰場に於ける最も勇敢なる武將が平和時に安逸なる非生產的 一致する傾向を有するとも考へられるのである。 有閑! ならない。 的

50 いて中世に継承せられてゐる。 右の如 ゲ n き疎略なる概述を以つてしても中世の貴族が全然新なる創生物でな ~~ ン 0 ĺ. 統貴族は中世に繼承せられる。 斯くの如くして、 ベネフィキウム、 п ţ 4 地主及び教會は最初 從士制度 より いことは略 (Vassallität) ′ 財產貴族 々明 的 免除制度 傾 瞭 向 であら 12 於

體に夙くより、否な根源的に、封建的なる素地を有することが了解せられるであらう。

ある。 落それ自身に意味があるのである。 王權の沒落は封建制度の母胎ではない。 建制度が結果であるであらうか。 かるゝところである。然し封建制度の原因は果して「混乱そのもの」に在るであらうか。混亂が原因で封 封建制度の成立が社會の秩序の紊亂、中央權力の衰退に起因すると言ふことは從來餘りにも屢ゝ說 然し同時に又それは餘りにも自明的なる理由ではないであらうか。〈未完〉 私は敢て斯かる見解に對して疑義を提出せざるを得ないのである。 中央權力の衰弱はなるほど社會の封建化の有力なる理由の一つで 封建制度を構成すべき要素が王權の沒落に先在してこそ、沒

83)

Tacitus; Germania c.

- 2
- 3
- 4 c. f. Fustel de Coulanges; Histoire des Instit. tom I, l'invasions Germaniques
- (5) 史林、 第十六卷第四號、 **拙稿「テオドリツクのイタリア支配」参照**。
- 6 Fustel de Coulanges; Système féodal, p. 12
- 7 Tacitus; Germania, c. 7.
- 8 ibid. c.

- 9 Vgl. Schröder; Lehrbuch d. D. R. G., Brunner; Grundzüge d. D. R. G.
- 10) von Sybel; Entstehung d. deutschen Königtums.
- (1) Fustel de Coulanges; a. o. a. O.
- Tacitus; Germania, c. 11.
- Caesar; De bello Gallico, VI, c. 22. Dahn; Könige d. Germanen Bd. I, S. 68.
- Dopsch; Grundlage Bd. II, S. 41.

(15) (14) (13) 12

- Tacitus; Germania, c. 26. von Below; Deutsch Staat des Mittelalters, S. 282.

17) (16)